

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事

現 場 説 明 事 項
(第2回変更)

1. 一般事項

- 1) 見積に関する事項について
(変更なしにつき省略)
- 2) 部分払いについて
(変更なしにつき省略)
- 3) 工事請負変更契約書案について
別紙のとおり。
- 4) その他
(変更なしにつき省略)

2. 特別指示事項

- 1) 一般事項
 - (1) ～ (3)
(変更なしにつき省略)
 - (4) 元請、下請関係の適正化について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。
 - (5) ～ (16)
(変更なしにつき省略)
- 2) 工事概要
特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。
- 3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）
共通仕様書、特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。
- 4) 契約に係る事項
別紙のとおり。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和7年3月7日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第三課長宛に提出すること。
なお、質問があった場合は、令和7年3月10日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1～12 (変更なしにつき省略)

13. その他

(1) (変更なしにつき省略)

(2) 架空線の防護措置における防護管設置について、以下の費用を見込んでいる。

341,000 円 (税抜き)